

京都市告示第 65 号

住宅地区改良法第 5 条第 2 項で準用する同条第 1 項の規定による事業計画の変更の協議が成立し、事業計画を定めましたので、同法第 8 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 18 年 5 月 10 日

京都市長 榎本 頼兼

- 1 住宅地区改良事業の名称 崇仁北部第四住宅地区改良事業
- 2 事業計画の決定の年月日 平成 15 年 8 月 22 日
- 3 事業計画変更の年月日 平成 17 年 10 月 3 日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)